

(裏)

和光市本人通知制度について

1 本人通知制度とは、登録者の住民票の写し等(※1)を本人の代理人又は第三者(※2)に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

なお、制度が利用できるのは登録者に限り、通知の対象は登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。(同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象となりません。)

(※1) 住民票の写し等とは、**本籍又は国籍・地域等が記載された住民票の写し**(除住民票の写しを含む。)、戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)、戸籍全部・個人事項証明(戸籍謄(抄)本)(除籍全部・個人事項証明(除籍謄(抄)本)、除籍・改製原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。

(※2) 第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。

2 登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者に和光市住民票の写し等交付通知書を送付します。

3 登録の申込み等の受付は、和光市役所戸籍住民課、市内各出張所(駅、牛房、坂下、吹上)の窓口で行います。

4 代理人による登録の申込み等は、次に掲げる書類の提出が必要です。

(1) 成年被後見人の法定代理人による申出の場合(登記事項証明書)

(2) その他任意代理人(申込者と同一の世帯に属する者を除く。)による場合(委任状)

5 郵送等による登録の申込み等もできます。次に掲げる書類を送付してください。

(1) 和光市本人通知登録申込書(様式第1号)

(2) 本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)の写し

※上記の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳などの公的証明書1点を含む2点以上の書類の写しが必要です。

【送付先】〒351-0192 和光市広沢1-5 和光市役所戸籍住民課住民担当 宛

※ 郵送等又は代理人による申込みの場合、登録完了後に和光市本人通知制度登録完了通知書を登録者本人宛に郵送します。

6 転出、転籍等により登録事項に変更が生じた場合には届出をしてください。

なお、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは登録を廃止します。

7 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市区町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。